

三重県市町村職員共済組合

m i e

共 済 N E W S

11

2022年
11月
No.651

C O N T E N T S

非常勤職員の方が共済組合に加入しました	P.2
組合会議員選挙を行います	P.3
特定健康診査の受診勧奨	P.4
RIZAPオンライン健康セミナー参加者募集	P.5
3歳未満の子の養育特例／地共済年金情報webサイト	P.6～7
医療機関の適正受診にご協力を!	P.8
生活年金プラン 新規加入・更新のご案内	P.9
被扶養者の資格確認を実施しました	P.10～11
健康無料相談／共済組合職員募集のご案内	P.14
お知らせ(医療費通知書をお届けします／ 育児・介護休業手当金の上限額が変更されました／ 住宅取得資金に係る残高証明書をお届けします／ 物資あっせん事業のご案内)	P.15

白藤滝 (伊賀市)

滝山渓谷における滝の一つで、落差が約15mの滝です。
11月中旬には、白藤滝を中心とした渓谷一帯が、紅葉で美しく彩られます。

令和4年10月から

非常勤職員の方が 共済組合の短期組合員となりました



「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、令和4年10月1日から被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用範囲が拡大されました。

この法改正に伴い、地方公務員等共済組合法も改正され、約7,300人の非常勤職員の方が当組合の短期組合員となりました。

短期組合員

フルタイム会計年度任用職員*やパートタイム会計年度任用職員などの非常勤職員で、下記の勤務形態の方は、共済組合の短期組合員となります。

勤務形態

●次の条件をすべて満たしている方

・1週間の所定勤務時間が
20時間以上

・2か月を超えて勤務見込み

・報酬月額8万8千円以上

ポイント

短期組合員は、共済組合の短期給付と福祉事業が適用になります

短期組合員は、共済組合の3つの事業のうち、短期給付事業と福祉事業に要する掛金を納付し、**短期給付と福祉事業を受けることができます**。短期給付は、一般組合員と同じく法定給付と附加給付を受給でき、福祉事業についても保健事業などが適用になります。

なお、**長期給付事業は適用されない**ため、保険料を日本年金機構に納付し、厚生年金に加入します。

各事業の詳細は、下記の二次元コードからご覧いただけます。

*フルタイム会計年度任用職員は、1年経過後に「一般組合員」となり、共済組合の長期給付事業も適用されます。

短期組合員

適用

短期給付事業
(医療保険)

福祉事業
(保健事業・貯金・貸付・物資あっせん)

適用外

長期給付事業(年金)
日本年金機構で加入

短期給付事業

組合員や被扶養者の病気・けが・出産・死亡・災害などについて給付を行っています。
ただし、非常勤職員は雇用保険に加入する場合があるため、育児休業手当金・介護休業手当金については、雇用保険法による同一の給付を受けられる場合は支給されません。



福祉事業

貯金、貸付、物資あっせん事業を行っています。
また、組合員や被扶養者の病気予防、健康増進などに資する事業も行っていきます。



【お問い合わせ】 保険課資格調定係 ☎ 059-253-2703

組合会議員選挙を行います

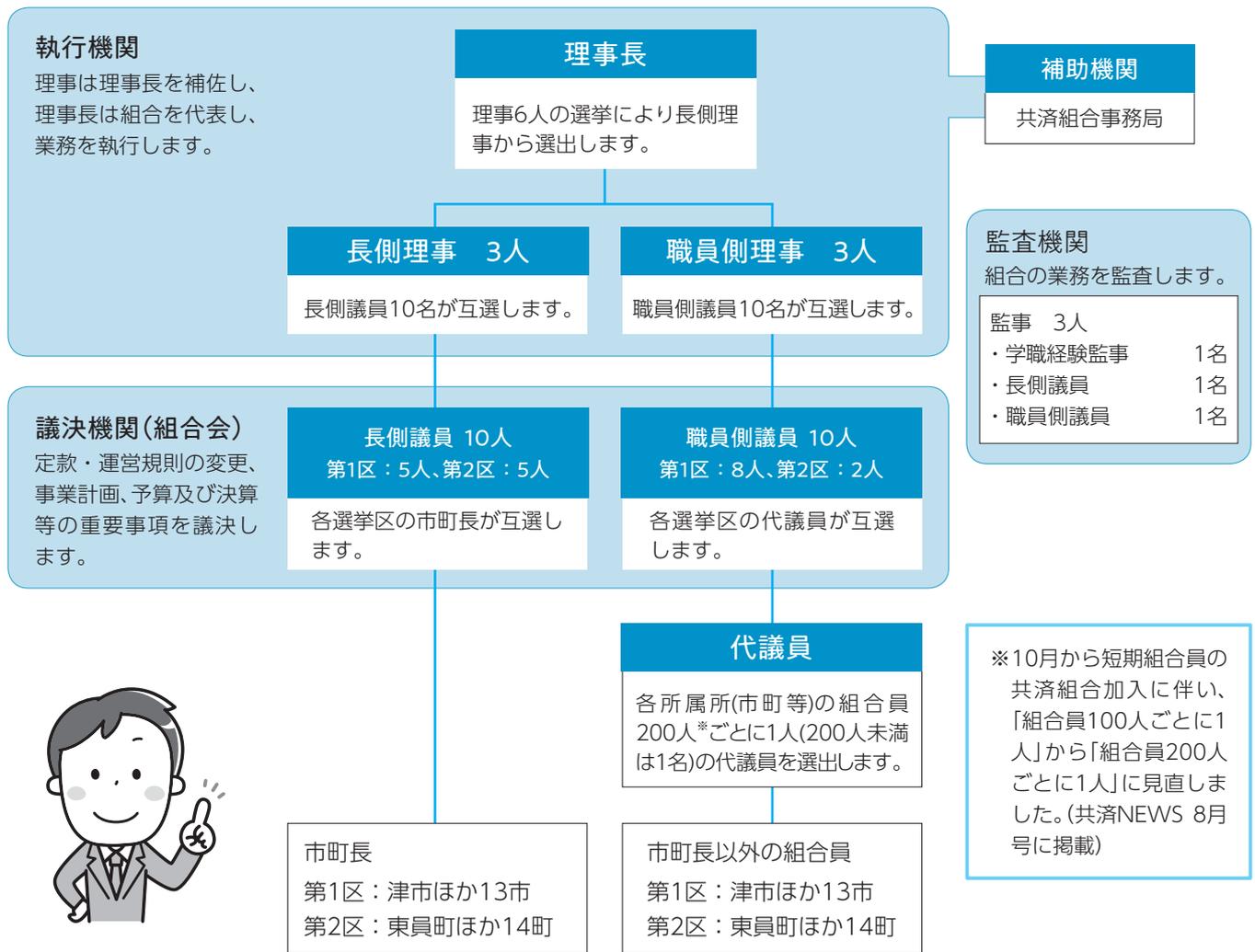
共済組合の定款や運営規則等の変更、そして毎事業年度の予算・決算といった重要事項については、組合会で議決されます。

組合会は、地方公共団体における議会に相当するもので、市町長の中から選ばれた長側議員10名と市町長以外の組合員の中から選ばれた職員側議員10名の計20人で構成されています。

本年11月30日をもって現在の組合会議員の任期が満了となることから、11月8日に職員側議員の選挙を行います。

新組合会議員の任期 2年間
令和4年12月1日～令和6年11月30日

共済組合の機関と選挙の流れ



※一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人は、その所在地による選挙区になります。
なお、三重県市町総合事務組合と三重県市町村職員共済組合は、第2区になります。

選挙方法

代議員及び議員の選挙は、原則として投票により行います。

ただし、それぞれの選挙において、有権者の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法により行うことができます。

【お問い合わせ】 総務課庶務係 ☎ 059-253-2701

40歳以上75歳未満の被扶養者及び任意継続組合員の皆さんへ

コロナ禍の今こそ、健康を見つめ直しましょう! 『特定健康診査』は、その第一歩です!

当組合では、40歳以上75歳未満の被扶養者と任意継続組合員の方を対象に、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした特定健康診査を実施しています。受診の際に必要な「特定健康診査受診券」は、7月上旬にお届けした「特定健康診査等のご案内」に同封しています。

受診にかかる費用(8,500円相当)は、当組合が全額負担するため**無料**です。

脳卒中や心筋梗塞、糖尿病などの生活習慣病の多くは、自覚症状がないまま進行するため、気づいたときには既に重症化していることもあります。健診を受けて、今の健康状態をチェックしましょう!

受診券の有効期限は、令和5年3月31日です。

受診方法 <詳細は、共済NEWS NO.649 (2022年5月号)に掲載しています。>

次のいずれかの方法を選んで、特定健康診査を受診してください。(③は女性のみ受診可能です。)

① 特定健康診査

「特定健康診査等のご案内」に同封されている「受けよう!! 特定健診」に記載されている医療機関に電話で予約してください。

② パート先等の健康診断

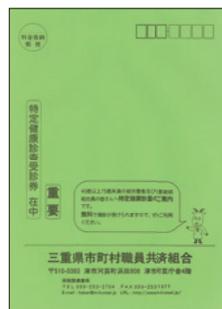
パート先等で健康診断を受診した場合は、健康診断の結果を当組合に提出していただくことで、特定健康診査を受診したことになります。

☆健診結果等を当組合に提出していただいた方に1,000円分のQUOカードを進呈します。ただし、「受診券」を使用して受診した場合や健診結果に特定健康診査の検査項目が全て含まれていない場合は、QUOカード進呈の対象となりません。

③ 共同巡回健診 ※女性のみ!

「特定健康診査等のご案内」に同封の冊子をご覧ください、ご都合の良い会場をインターネット(パソコン、スマートフォン、携帯電話)かハガキで予約してください。

送付物



緑色の封筒
(男性に送付しています)



透明な封筒
(女性に送付しています)

令和3年度の被扶養者の健診受診率は63%でした。1年に1度は必ず健診を受けて、身体に変化が起きているかチェックしましょう!



特定健康診査の基本検査項目

- 身体計測(身長・体重・腹囲)
- 血液検査(脂質検査・血糖検査・肝機能検査)
- 血圧測定
- 医師が必要と判断した場合は、心電図・眼底検査・貧血検査・腎機能検査を実施
- 検尿(尿糖・尿たんぱく)

健診後も、しっかり健康をサポートします

特定健康診査の結果を基に、生活習慣病のリスクがある方に「特定保健指導利用券」を送付します。(特定健診当日に保健指導を受けた方は除きます。)

特定保健指導では、今のあなたに必要な生活習慣の改善目標や具体的な行動計画を立てることができます。対象となった人は、必ず受けましょう!



動いて 燃やそう



**参加費
無料**

**RIZAPオンライン健康セミナー
【ステップアップ編】参加者募集**

筋肉を効率よくつけるための食事法や筋力が向上するトレーニングのバリエーションなど、RIZAP式トレーニングの応用知識が学べるセミナーです。
3/5開催のオンライン健康セミナーの続編です。
前回、不参加の方も参加可能ですので、ぜひ、気軽にご参加ください！

**令和4年12月17日(土)午前10時～午前11時30分
Zoom開催(ミーティング入室開始：午前9時50分～)**

開催方法

オンラインにより開催します。「Zoom」を使用します。通信料が発生しますので、Wi-fi環境下での操作を推奨します。

参加費

無料

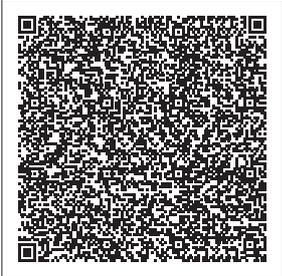
対象者

組合員

募集人数

100名

申込方法



hoken@m-kyosai.jp

次の①、②いずれかの方法で、お申し込みください。
① 左の二次元コードからメールを送信する。
※必要事項を入力して送信してください。申込時のメールアドレスに、当組合からセミナー参加に必要な情報をお送りします。
迷惑メールの設定をしている場合は、ドメイン指定受信で「m-kyosai.jp」を許可する設定をしてください。
※二次元コードでメールが送信できない場合やメール本文が表示されない場合は、左記メールアドレスに空メールを送信してください。申し込み用のメールをお送りします。
② 当組合へFAX等で「申込書」を送付する。
※「申込書」は、当組合ホームページからダウンロードしてください。

申込締切日

令和4年11月25日(金) 共済組合必着

準備物

PC又はスマートフォン・筆記用具・メモ用紙・マット又はバスタオルなど床に敷けるもの・飲み物・いす・動きやすい服装

【お問い合わせ】 保険課健康係 ☎ 059-253-2704

ご存じですか? 3歳未満の子の養育特例



3歳未満の子を養育している間、勤務時間の短縮などにより、養育前の標準報酬月額を下回った場合には、「養育特例」の適用を受けることで、養育前の高い標準報酬月額で年金額を計算します。(保険料は、実際の低い標準報酬月額で計算します。)

① 養育特例の対象となる方

3歳未満の子※と同居し、養育している組合員

※特別養子縁組の監護期間にある子や養子縁組里親に委託されている要保護児童を含む。

- 子を被扶養者としていなくても対象になります。
- 育児休業等を取得していない方も対象になります。
- 父母どちらにも適用されます。

② 養育特例を受けることができる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日の属する月から、養育を終了した日(下記のいずれかに該当した日)の翌日の属する月の前月までの期間

1. 養育している子が3歳に達したとき
 2. 組合員が死亡したとき又は退職したとき
 3. 他の3歳に満たない子(養育特例を受けることとなる子)を養育することとなったとき
 4. 養育している子が死亡したとき又は子を養育しないこととなったとき
 5. 育児休業等(掛金免除)を開始したとき
 6. 産前産後休業(掛金免除)を開始したとき
 7. 組合員が70歳に到達したとき
- 申出が遅れ、申出日より前に養育期間がある場合は、養育期間のうち申出日が属する月の前月までの2年間について、遡って適用が受けられます。

3 養育特例の申出等の方法

養育特例の適用を受けるとき又は養育特例の適用が終了したときには、所属所の共済組合事務担当課を経由して、下記の書類を提出してください。

● 養育特例の適用を受けるとき

- 養育期間標準報酬月額特例申出書
- 戸籍謄本又は子の戸籍抄本(子の生年月日及び続柄が確認できるもの)
- 世帯全員の住民票(組合員と子が同居していることが確認できるもの)

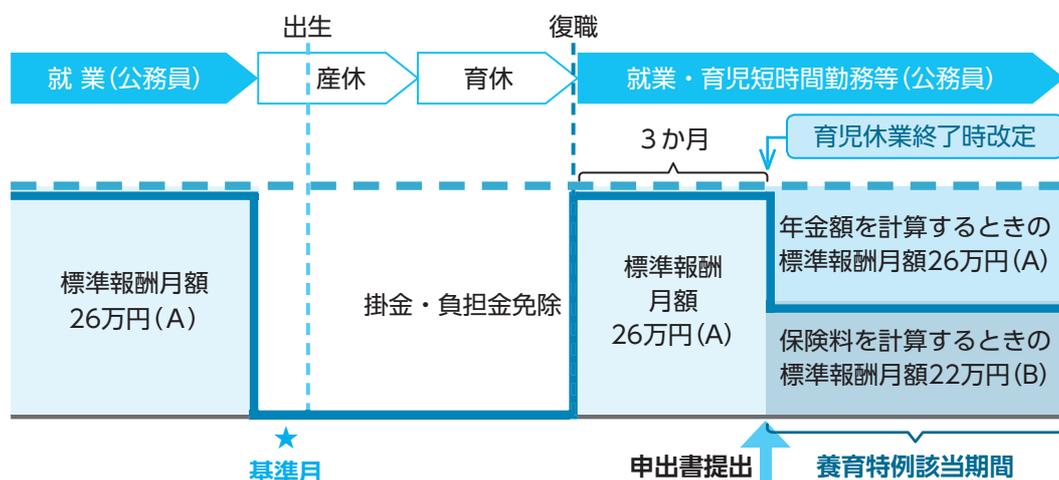
※申告書に個人番号を記入し、個人番号が確認できる書類を添付したときは、住民票を省略できる場合があります。

● 養育特例の適用が終了したとき

前記 ② の3、4、5、6に該当したとき

- 養育期間標準報酬月額特例終了届出書
- * 前記 ② の1、2、7に該当したときは、届出不要です。

<例> 標準報酬月額の改定により、標準報酬月額が26万円から22万円に下がった場合



育児休業終了時改定により、保険料を計算する標準報酬月額 (B) は下がりますが、養育特例の申出をすることで、年金額を計算するときの標準報酬月額は出生前の高い標準報酬月額 (A) のままになります。

地共済年金情報 web サイト

組合員(短期組合員を除く。)の方は、ご自身の年金加入履歴や老齢厚生年金等の見込額、標準報酬月額等の記録、保険料納付額、退職等年金給付の給付算定基礎額残高を、インターネット上で閲覧することができます。

閲覧するためには、事前に利用申込みが必要です。利用申込みから2～3週間後に、ユーザID通知書が届きます。

利用申込みは、地共済年金情報webサイトから行うことができます。

地共済年金情報 web サイト

検索

利用時間:24時間365日

(サーバーのメンテナンス時を除く)

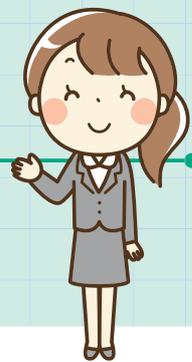


インターネットで
ご自身の年金記録を
確認できます。



【お問い合わせ】 年金課 ☎ 059-253-2706

医療機関の適正受診にご協力を!



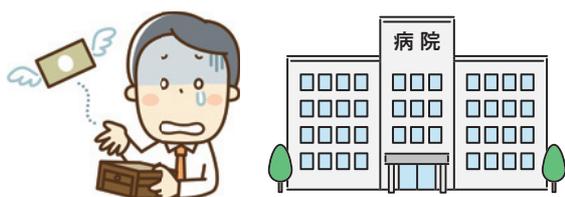
医療機関を受診するとき、一人一人が適正な受診を心がければ医療費の削減ができる上、医療現場の負担も軽減されます。いざというときに、安心して医療を受けられるように、適正受診を心がけましょう。

✓ 紹介状なしで大病院にかかると窓口負担が高額に!

大病院(一般病床が200床以上ある病院)は専門的な医療を提供するための医療機関ですので、基本的には紹介状を持って受診することになります。

紹介状なしで大病院にかかると、特別の場合を除き、**診察代などとは別に初診で7,000円(歯科は5,000円)以上、再診では3,000円(歯科は1,900円)以上の窓口負担がかかります。**

まずは、かかりつけ医を受診しましょう。



✓ 医療機関への受診は「診療時間内」に!

医療機関の診療時間は、おおむね8時から18時が標準で、それ以外は「時間外」とされています。医療機関により診療時間は異なりますが、**診療時間外に受診すると、「時間外」の料金を別途徴収されます。**

基本的な診療料(医科の場合)

診療時間内	診療時間外はいずれかを加算			
	時間外 6時～8時と 18時～22時、 土曜日12時～ 22時	休日加算 日曜日・祝日の 6時～22時、 12月29日～ 翌年1月3日	深夜加算 22時～翌日の 6時	
初診料	2,880円	850円	2,500円	4,800円
再診料	730円	650円	1,900円	4,200円

- ・ 歯科の診療料は、医科と金額が異なります。
- ・ 医療機関によって標榜する診療時間が異なります。
- ・ このほか、標榜する診療時間が上記標準より長い場合や、24時間救急を受け入れている病院などでは、別途料金が加算される場合があります。

✓ 「はしご受診」で余分な医療費を払っていませんか?

例えば風邪にかかったとき、3日前は勤務先の近くのクリニックで診てもらったのに、今日は自宅近くの診療所にかかるなど、**同じ病気で複数の医療機関で受診する「はしご受診」をしていませんか?**このような場合、違う医療機関を受診するたびに「初診料*」がかかります。

さらに、薬や検査の無駄が増え、医療費にも体にも、余分な負担がかかります。

※初診料 その病気やケガで初めて受診するときに支払う料金。継続して診療を受ける場合、2度目以降は「再診」となる。初診料は再診料に比べて割高なので、はしご受診をすると医療費が高額になります。



✓ 接骨院や整骨院での施術は健康保険が使えない場合があります

接骨院などでの柔道整復師による施術を、健康保険で受けられるケースは限られています。正確に負傷原因を伝え、保険証が使えるか確認してください。

健康保険が使えないケース(全額自己負担)

- 単なる肩こり、筋肉疲労(マッサージでの利用)
- 症状が改善しない長期の施術(応急手当を除く)
- 医療機関で治療中(神経痛・五十肩・リウマチなど)の場合
- 内科的原因の疾患による痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病

健康保険が使えるケース

- 外傷性のねんざや打撲、挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼の施術…医師の同意が必要(応急手当を除く)

療養費支給申請書*への署名は施術内容を確認してからとし、領収書を必ずもらい、金額に問題がないかを確認してください。

*患者に代わって柔道整復師が保険請求するための書類

【お問い合わせ】 保険課医療係 ☎ 059-253-2704



新規加入・更新のご案内

申込締切日

令和4年11月18日(金)

保険期間

令和5年3月1日～令和6年2月29日

生活年金プランとは

組合員に万一(死亡・高度障害・入院等)のことがあったときに、生活を援助していく制度です。組合員を被保険者とする任意加入型の団体保険で、お手頃な保険料で加入できます。加入者は、給与天引きにより保険料を納めていただきます。(退職後継続者は年払い)短期組合員の方の加入については、所属所の担当課へお問い合わせください。

1 申込方法

所属所を通じてご案内します。新規加入や加入内容の変更を希望する方は、配付された加入申込書に記入押印し、所属所の担当課へ提出してください。



2 制度改定について

「わいどプラン」の取扱いが変更になります。低保険料・低配当タイプの新・団体定期保険で運営する制度に移行します。今回の改定により、保険料率が引下げとなります。この機会に、内容のご確認をお願いします！

3 個人向けポータルサイト「みんなのMYポータル」のアプリについて

加入内容通知書・配当金明細書が、スマートフォンやパソコンで閲覧できる「みんなのMYポータル」のアプリがスタートしています。ご自身の生体情報をアプリから一度登録していただくと、アクセスが生体認証操作のみとなり、ログイン操作(IDやパスワードの入力)が不要になります。

※お客さまIDの登録が未了の方は、まずID登録のお手続きをしてください。ID登録のお手続きに必要なID・初回アクセスコードが不明な方は、下の〈お問い合わせ先〉へお電話ください。(8月30日時点で未登録の方には、ハガキを再作成して9月下旬に所属所担当課から配付しています。)

4 制度ラインナップ

＜「訴訟費用保険」以外は、「生活年金プラン」に加入していることがそれぞれの制度の加入要件となります＞

◆「生活年金プラン」

死亡・高度障害時に保険金を給付

◆「退職後フォロー」

死亡・高度障害時に保険金を給付
加入時の保険料率は満了まで同一

◆「わいどプラン」 保険料率引下げ

死亡・高度障害・障害状態
(障害年金1級・2級)時に保険金を給付

◆「医療費支援一時金プラン」

病気・ケガによる1日以上入院や入院を伴わない手術・放射線治療、先進医療による療養を保障

※対象となる先進医療については、パンフレット(注)の「給付金に関するご注意」をご確認ください。

◆「医療保障」

病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、1日目から入院給付金を給付

◆「医療保障プラス」

手術保険金、7大疾病・女性疾病による入院保険金、介護・親介護保険金等を給付

※「医療保障プラス」への加入は、「医療保障」への加入が条件です。

「生活年金プラン」「わいどプラン」「医療保障」については、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は「配当金」として還付があります。

◆「重病克服支援」

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたときに一時金を給付

また、特約部分を付加することにより、7大疾病及び上皮内新生物についても保障

※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は、重複しては支払われません。

◆「傷害給付」

急激かつ偶然な外来の事故によるケガによる入院・通院・手術の補償と携行品損害保険金・賠償責任保険金等

◆「長期療養収入補償」

病気やケガにより免責期間365日を超えて就業障害が継続した場合の収入を補償

◆「訴訟費用保険」(単独加入可)

業務遂行に起因してなされた「住民訴訟」・「民事訴訟」により、職員個人が負担する争訟費用、敗訴した場合に職員個人が負担する損害賠償金を補償

(注)制度内容等の詳細は、パンフレットをご確認ください。パンフレットは、今年から「みんなのMYポータル」上に掲載されています。

【お問い合わせ】 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第二部 TEL：052-951-9102

「みんなのMYポータル」へのアクセスについて



パンフレット等は、こちらからもご覧いただけます。既加入者でご自身のお客さまIDとパスワードがわかる方は、そちらを利用してログインしてください。ご自身のお客さまIDとパスワードがわからない場合や未加入の場合は、右の団体共通ID・パスワードでログインしてください。

団体共通ID

数字

a0000172

パスワード

yqze6627

こちらからもアクセスしていただけます。 <https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/ld/myportal/>

被扶養者の資格確認を実施しました (対象者 6,691人)

今年も例年どおり、4月1日時点で18歳以上の被扶養者がいる組合員を対象に、被扶養者の資格確認を実施しました。対象となりました組合員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

資格確認の結果、被扶養者の収入増などにより認定取消しとなる事例が多く発生しましたので、被扶養者の認定要件を改めて確認するとともに、実際に認定取消しとなった事例を紹介します。



被扶養者の認定要件をチェック！

被扶養者の収入が認定限度額以内であるだけでなく、「生計維持関係がある」ことも被扶養者の認定要件です。

「生計維持関係がある」とは、次の要件を満たした状況をいいます。

- ①主として組合員の収入により生計が維持されていること。
- ②被扶養者の収入だけでは生活ができないこと。

単に「収入が少ない」、「定年退職した」、「介護が必要となった」、「同居している」という理由だけでは、生計維持関係があるとは認められません。

被扶養者の状況をチェック！

生計維持関係があり、被扶養者の収入が認定限度額以内である場合に、扶養の認定を継続することができます。

そのため、日頃から、被扶養者の収入や生計維持の状況を把握しておく必要があります。

また、「就職した」、「年金が増額した」、「雇用保険に係る失業給付の受給を開始した」などの事由で、収入が増加して認定限度額を超えたことが後になって判明した場合、その事由が発生した時点まで遡って認定が取り消されます。その場合、医療費の返還など、様々な負担が生じますので、十分ご注意ください。

今回の資格確認で認定取消しとなった事例

①アルバイトを始めていた

月額108,334円(130万円÷12月)以上の収入見込額で就職した場合は、就職日から認定取消しとなります。被扶養者が勤務(パート・アルバイトを含む)を始めた場合は、給料月額をしっかりと確認しましょう。

なお、給料月額が108,334円未満であっても、健康保険の被保険者となった場合は、認定取消しとなります。

ポイント

将来に向かって、認定限度額を超える年額130万円以上の収入が見込まれるかどうかで判断します。

【被扶養者認定の収入限度額】

被扶養者の認定を受けている者の区分		認定限度額
公的年金を受給している	障害年金を受給している	年額180万円(月額150,000円)未満
	60歳以上である	
公的年金を受給していない	60歳未満である(障害年金受給者を除く)	年額130万円(月額108,334円)未満

②失業給付を受給していた

配偶者等が退職後に扶養認定を受け、失業給付の受給を待機中であったが、待機期間が終了して給付日額3,612円(130万円÷360日)以上の失業給付を受給した場合は、失業給付の受給開始日から認定取消となります。

ポイント

自己都合による退職の場合は、退職後すぐに失業給付を受給することができず、3か月の給付制限期間を経てから受給開始となります。給付日額3,612円以上の失業給付を受給した場合は、忘れずに認定取消手続きを行ってください。

③事業を継続して行っている・新たに事業を始めた

事業(営業・農業・不動産等)を継続して行っている方で、事業収入から当組合が必要と認める経費を控除した額が認定限度額を超えた場合は、確定申告の受付日から認定取消となります。また、新たに事業を始めた方は、原則、開業日から認定取消となります。

④年途中で就職し、給与が予想せず多いときがあり、年額換算すると認定限度額を超えた

パートやアルバイト等の給与収入は、原則として、1月から12月までの暦年単位で認定限度額(130万円未満)を超えていないか判断します。しかし、年途中で就職した場合は、給与収入を勤務した月数で割って12倍した年額換算額で、認定限度額を超えていないか判断します。(月途中で就職した場合は、月額換算をします。)

1月から12月までの給与収入が年額130万円未満でも、年額換算すると130万円以上となる場合は、認定取消となります。認定取消日は、次の<事例>のとおりです。

<事例> 年途中(6月)からパートを始めた場合

(単位:円)

①パートを開始した年の収入額を年額換算する

パートを開始した6月からその年の12月までの収入額を年額に換算すると、770,000円÷7か月(6月~12月)×12か月=1,320,000円となり、認定限度額を超えています。

	パート先の収入	年間累計
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月	105,000	105,000
7月	115,000	220,000
8月	105,000	325,000
9月	115,000	440,000
10月	110,000	550,000
11月	125,000	675,000
12月	95,000	770,000
合計	770,000	

②どの時点で認定限度額を超えたか確認する

勤務した月数(6月~12月の7か月)に応じた認定限度額は、130万円÷12か月×7か月=758,333円となり、年間累計がこの金額を超えると、認定取消となります。

12月時点の年間累計が770,000円となり、上記の認定限度額を超えていることが確認できます。

←勤務した月数に応じた認定限度額を超過

③認定取消日の確定

認定取消日は、勤務した月数に応じた認定限度額(758,333円)を超えた月(12月)の翌月の1日、つまり、1月1日となります。



ご注意ください!

被用者保険の適用拡大に伴い、令和4年10月から勤務先で健康保険に加入することとなった方は、被扶養者の取消手続きが必要です。

【お問い合わせ】 保険課資格調定係 ☎ 059-253-2703

オフシーズン限定

好評販売中 11月30日までの期間限定プラン

1日10組限定

1泊
2食付

パールポークの
しゃぶしゃぶ食べ放題

飲み放題90分コース

●組合員・被扶養者特別価格

お一人さま 13,200円 → 7,200円



飲み放題メニュー
プレミアムモルツ生ビール、キンミヤ焼酎
ハイボール、梅酒、日本酒、ソフトドリンク

※5,000円の宿泊助成と1,000円の特別割引後の金額です。
※このプランは、各種割引券をご利用いただけません。
※このプランは、2名様からのご利用となります。
※写真はイメージです。内容が変更となる場合があります。
※全国旅行支援、県民割を利用される場合、上記料金と異なります。

オフシーズン限定

令和4年12月1日～令和5年3月17日 (12/25～1/6を除く)

1日10組限定

1泊
2食付



エビ×カニ合戦コース

飲み放題90分付き

●組合員・被扶養者特別価格

お一人さま 14,300円 → 8,300円

飲み放題メニュー
プレミアムモルツ生ビール、キンミヤ焼酎
ハイボール、梅酒、日本酒、ソフトドリンク

※5,000円の宿泊助成と1,000円の特別割引後の金額です。
※このプランは、各種割引券をご利用いただけません。
※このプランは、2名様からのご利用となります。
※写真はイメージです。内容が変更となる場合があります。
※全国旅行支援、県民割を利用される場合、上記料金と異なります。

各種コード決済が利用できます ▶▶ LINE Pay、PayPay、auPAY、mPay、ゆうちょPay、QUOPay、d払い

全国旅行支援、県民割等の各種キャンペーンを利用される場合は、現金での支払いにご協力ください。



期間限定プラン

令和4年11月1日～令和5年3月31日 (12/24～1/7を除く)

的矢産 カキ会席コース

1泊
2食付

的矢湾の秋冬の味覚「的矢産カキ」を
ふんだんに使用したカキ満喫コース。
的矢湾で育ったカキをご堪能ください。

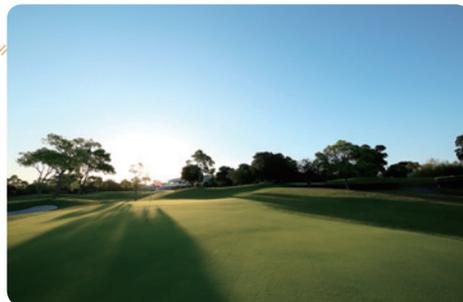
お一人
さま

11,170円～

※生カキの提供は、行っておりません。※写真はイメージです。内容が変更となる場合があります。

★フリーゴルフプラン

プレー日	宿泊日又は宿泊日の翌日のどちらかをお選びください。
予約	宿泊の予約と併せて、7日前までにサンペルラ志摩にお申し込みください。
キャンセル料	1週間前から発生します。
その他	ゴルフ場でのキャディー代、ドリンク代などは個人精算になります。



ゴルフパック料金表(1泊3食付、税込、プレー代込)

ゴルフ場	参加費
ネムゴルフクラブ	平日 12,370円～ (税込、昼食付)
伊勢志摩カンツリークラブ	平日 12,490円～ (税込、昼食補助券1,000円分付)
エクセレントクラブ 伊勢二見コース	平日 11,890円～ (税込、昼食付)

※宿泊日やプレー日によって料金が異なります。詳細は、サンペルラ志摩へお問い合わせください。



お問い合わせ

サンペルラ志摩
☎0599-57-2130

※イベントの詳細は、ホームページをご覧ください。

- イベントは雨天決行ですが、天候により中止になる場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の発生状況により、イベントの内容が変更される場合があります。
- 1室を2名様以下でご利用の場合は、1室につき2,000円の追加料金が必要となります。
- 申込みは先着順となり、定員になり次第締め切らせていただきます。なお、申込人数が最少催行人数に満たないときは、中止になる場合があります。
- 保健事業の体育推進補助対象イベント(★印)については、大人3,000円、小学生1,500円を上限としたイベント参加費用を補助した後の料金です。
- 組合員及び組合員の被扶養者以外の料金は、サンペルラ志摩にお問い合わせください。＊各料金は5,000円の宿泊助成引き後の金額です。
- 裏表紙の「宿泊特別割引券」がご利用いただけます。

こころとからだの健康無料相談

たとえばこんなとき…

旅先、
休日・夜間でも
受診できる病院を
調べたい

不意のケガ
応急手当は？

子どもの急病
どうしよう

どの診療科を
受診すれば
いい？

職場・
プライベートの
人間関係で
悩んでいる

お気軽にご利用ください



通話料・相談料無料

0120-691-783



ご利用はこちらからも

サービス内容や利用方法をWeb上から簡単に確認できます。
電話や相談フォームへスムーズにアクセス可能です。

<https://consult.t-pec.co.jp/service/ef512c>

24時間健康相談サービス(年中無休)

医師・保健師・看護師などの有資格者が、24時間・年中無休で健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどのご相談に応じます。

メンタルヘルスカウンセリングサービス

相談しづらい職場・家庭などの心の悩みに、心理カウンセラーが対応します。
初回利用時に利用方法をいずれか一つ選択。利用途中での変更は原則できません。

電話カウンセリング

電話/9:00~22:00(年中無休)

※1回当たり20分が目安です。

Webカウンセリング

24時間・年中無休

(返信は数日を要します。)



継続カウンセリング(対面、電話、オンライン)

※要予約。おひとり年間5回まで無料。

予約方法



電話による受付

月~金9:00~21:00、土9:00~16:00
(日・祝日・12/31~1/3を除く)



Webによる受付

24時間・年中無休(受付後、日程調整のお電話をさせていただきます。)

各サービスには、ご利用の際の諸条件がございますので、サービスを受ける際にご確認ください。



プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。(委託先：ティーペック株式会社)

【お問い合わせ】 保険課健康係 ☎ 059-253-2704

共済組合職員募集のご案内

三重県市町村職員共済組合の事務局職員を、次のとおり募集します。

職種 一般事務

採用予定人数 1名

採用予定日 令和5年4月1日

受験資格 平成10年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業又は令和5年3月卒業見込みの人

試験内容 第一次試験:筆記試験(教養) 第二次試験:作文、集団討論、個人面接

★職員募集に関する詳細は、共済組合ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 総務課庶務係 ☎ 059-253-2701

医療費通知書をお届けします

保険課医療係 ☎059-253-2704

医療費に対する認識を深め、皆さんの健康管理に役立てていただくことを目的に、令和4年1月～令和4年10月受診分の医療費通知書を、令和5年1月下旬に送付します。

確定申告で医療費控除の添付書類として使用する場合は、次の点にご注意ください。

- ① 当組合に医療費のデータが届くのが2か月後になることから、医療費通知書に1年分の医療費を記載することができません。そのため、令和4年11月と12月受診分については、別途領収書で医療費控除の明細書を作成し、申告する必要があります。
 - ② 事務処理上の理由によって、医療費通知書に記載されている金額と領収書のコピー金額が相違している場合があります。
 - ③ 医療費の支払いの可否を審査した結果、支払不可となった場合は、医療費通知書に受診歴が記載されません。
- ※ 医療費通知書には、組合員と被扶養者の受診歴等がまとめて記載されていますので、必ず被扶養者に了承を得てから開封をお願いします。なお、被扶養者の了承が得られない等の場合は、当組合までご連絡ください。



育児・介護休業手当金の給付上限相当額(日額)が変更されました

保険課医療係 ☎059-253-2704

育児休業手当金と介護休業手当金の給付上限相当額(日額)が、令和4年8月1日から右表のとおり変更されましたので、お知らせします。

	令和4年7月31日まで	令和4年8月1日から
育児休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	13,722円	13,878円
育児休業手当金 (給付割合が50/100の場合)	10,240円	10,356円
介護休業手当金 (給付割合が67/100の場合)	15,102円	15,266円

住宅取得資金に係る残高等証明書をお届けします

経理課貸付貯金係 ☎059-253-2705

住宅貸付等を受けている方に、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を11月上旬に送付します。内容をご確認のうえ、年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける際にお使いください。

なお、令和4年中に新規に住宅貸付等を利用された方については、確定申告が必要です。該当する方には、令和5年1月に借入金の年末残高等証明書を送付します。

【注意】 証明書が発行された方全員が、住宅ローン控除の対象になるものではありません。(借入金の一部を繰り上げて返済したことで全体の償還期間が10年未満になった場合などは、対象外です。) 税控除制度の詳細については、管轄の税務署へお尋ねください。



冬の特別セールのご案内

経理課貸付貯金係 ☎059-253-2705

贈答用ハム、家庭用常備薬のあっせんを行います。詳細は、折り込みチラシをご覧ください。申込方法・納品日等は、次のとおりです。

申込方法と
支払方法が
変わりました!

	丸大ハム製品	家庭用常備薬・健康管理用品
申込方法	折り込みチラシの申込書を[取扱業者]へ郵送(FAX可)	・折り込みチラシの申込書を[取扱業者]へ郵送(FAX可) ・Webで申込み
申込締切日	12月15日(木)	12月28日(水)
納品日	12月1日以降	申込受付後2週間程度
送料	無料	購入金額が4,000円未満の場合は500円
支払方法	振込み(郵便局、コンビニエンスストア)	振込み(郵便局、コンビニエンスストア) Web申込みの場合は、クレジットカード払いも選択可能



物資あっせん業者の追加・事業統合について

経理課貸付貯金係 ☎059-253-2705

リフォーム業者の追加

令和4年10月1日から、東邦ガス株式会社と契約しました。小さなお困りごとから全面リフォームまで、割引価格でご利用いただけます。詳細は、折り込みチラシ、ホームページをご覧ください。



自動車販売店の統合

Honda Cars久居東は、令和4年10月1日をもって、Honda Cars三重南と事業統合しました。今後は、Honda Cars三重南の店舗として、引き続きご利用いただけます。

汐岬の湯 **サンペルラ志摩**

季節の **スタンダード**
宿泊プラン
ご案内

1泊
2食付



志摩里海
会席コース

11,390円~

旬の魚介舟盛りをメインに
郷土色豊かな海幸満喫プラン



美し国
会席コース

15,790円~

伊勢エビ・アワビ・松阪牛を
取り入れた最高級プラン



四季蒸籠
会席コース

8,090円~

魚介の蒸籠蒸しを中心に
旬の味が楽しめるお得なプラン

★期間限定プラン・イベントプランは、12~13ページをご覧ください。

料金カレンダー

11月							12月							1月							2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4			
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
27	28	29	30	25	26	27	28	29	30	31	29	30	31	26	27	28											

料金表 (1泊2食付・税込)	大人			小学生
	しませいろ 四季蒸籠コース	しまさとうみ 志摩里海コース	うまくに 美し国コース	
オフシーズン	8,090円	11,390円	15,790円	3,690円
ショルダーシーズン	9,080円	12,380円	16,780円	4,240円
オンシーズン	10,620円	13,920円	18,320円	4,680円
トップシーズン	12,600円	15,900円	20,300円	5,670円
ハイトップシーズン	寿会席 18,650円			8,200円

※各料金は1泊2食付税込で、5,000円の宿泊助成引き後の金額です。※市町等の助成がある場合は、そちらを優先して控除した後に、5,000円を上限とした助成を行います。
※下の宿泊特別割引券を使用すると、上記金額からさらに割引になります。※臨時に休館する場合があります。

組合員利用促進キャンペーン

サンペルラ志摩 宿泊特別割引券 (対象は1泊2食コース)

期間: 令和4年11月1日~令和5年2月28日 (トップシーズン・ハイトップシーズンを除く)

	うまくに 美し国・志摩里海	しませいろ 四季蒸籠ほか	小学生
オフシーズン ショルダーシーズン	2,000円	1,000円	500円
オンシーズン	2,500円	2,000円	1,000円

※チェックインの際にフロントへ提出してください。 ※本券1枚で大人と小学生全員の料金が割引になります。
※他の割引券との併用はできません。 ※ご利用いただけないプランがありますので事前にお問い合わせください。
※全国旅行支援、県民割等の各種キャンペーンとの併用はできません。

汐岬の湯 **サンペルラ志摩**

〒517-0204 三重県志摩市磯部町の矢 314

TEL: 0599-57-2130

https://www.sunperla-shima.jp/

E-mail yoyaku_sunperla-shima@oyadonet.com

ホームページは

※写真は全てイメージです。
※料理の内容が変更になる場合がありますのでご了承ください。